

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：建築物環境衛生管理基準の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：医薬・生活衛生局生活衛生課

評価実施時期：令和3年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）は、建築物の環境衛生を確保し、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としている。

法4条第1項では、特定建築物（興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号。以下「令」という。）第1条で定めるものをいう。以下同じ。）の所有者等は、令第2条で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないこととされており、建築物環境衛生管理基準の具体的な内容については、特定建築物を取り巻く社会的状況や国際基準、最新の科学的知見に基づいて随時見直しを行ってきたところである。

令和2年12月に立ち上げた「建築物衛生管理に関する検討会」（以下「検討会」という。）では、特定建築物を取り巻く社会状況の変化や直近の国際基準の見直し等を踏まえて建築物環境衛生管理基準の見直し等について検討し、令和3年7月に同検討会の報告書が取りまとめられ、

- ① 一酸化炭素の含有率の基準について、居室における含有率をおおむね「100万分の10以下」等から「100万分の6以下」とする
- ② 温度の基準について、居室における温度をおおむね「17度以上28度以下」から「18度以上28度以下」とする

ことが適当とされたことから、最新の国際基準や科学的知見の内容を踏まえて、特定建築物に係る建築物環境衛生管理基準を見直すものである。

こうした規制の拡充を行わない場合、特定建築物の衛生的環境が確保されず、特定建築物を利用す

る者に健康上の影響が生じうる可能性がある。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

一酸化炭素については、長期ばく露により感覚運動能力の変化、認識能力への影響、感情や精神への影響、循環器系への影響、低体重児出生などとの関連が報告されており、世界保健機関(WHO)の2010年の室内空気質ガイドラインとして、「 $7\text{mg}/\text{m}^3$ (24時間値、 6.0ppm (20°C 換算値)、長期間ばく露)」が加えられた。また、温度については、WHOの低温側の室内温度のガイドラインとして、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮し、低温側の基準を「 18°C 以上」とすることが勧告されている。

多くの者が利用する特定建築物についてもこれらの健康影響の発生を防止する必要があり、そのための手段としては、建築物環境衛生管理基準のうち一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準について規制の強化を行うことで国際基準に適合した基準値を遵守させる以外の手段は無いと考える。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(遵守費用)

今般の見直し後の一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準に適合しない特定建築物が存在する場合、当該特定建築物について、見直し後の基準に適合するよう空気環境を調整するための費用が生じる可能性がある。ただし、大気中における一酸化炭素濃度の状況及び昨今の特定建築

物の維持管理状況を踏まえると、多くの特定建築物については、今般の基準の見直しに対応するために空気調和設備の更新等を行うことは不要であると想定され、追加的な費用が発生するケースは限定的であると考え。

(行政費用)

特定建築物の維持管理については都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は区。以下同じ。）による指導等の対象であり、都道府県による基準の見直しに関する周知や指導の強化等が必要となるが、当該業務は現行体制で対応可能であると考えられるため、過大な費用負担は発生しないと考える。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の拡充のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今般の建築物環境衛生管理基準の見直しを行った場合、特定建築物に係る建築物環境衛生管理基準の内容が最新の国際基準や科学的知見の内容に適合することとなり、特定建築物の衛生的環境が確保され、公衆衛生の向上及び増進に資すると考える。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

建築物環境衛生管理基準の見直しの効果にかかる金銭的価値化は不可能である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の拡充のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の拡充を行うことで、特定建築物の所有者等及び都道府県に若干の負担は生じるものの、一般の建築物環境衛生管理基準の見直しは、国際基準に照らし合わせて一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準について改正を行うものであり、多くの者が利用する特定建築物における衛生的な環境を確保し、公衆衛生の向上及び増進に資するものであることから、効果が費用を正当化することは明らかである。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般見直すこととしている一酸化炭素の含有率の基準及び温度の基準の見直しの具体的内容は、最新の国際基準等を踏まえた検討会での議論の結果に基づくものであり、代替案は想定しがたい。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価

に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「建築物衛生管理に関する検討会報告書」（令和3年7月30日公表）において、次のように記載されている。

1・2（略）

3 建築物環境衛生管理基準に関する検討

(1) 国際機関における基準値等に関する調査結果について

① 温度

WHO（世界保健機関）は、低温側の室内温度のガイドライン⁶⁾として18℃以上を勧告した。これは冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮したものであった。

② 一酸化炭素

WHO は、一酸化炭素への長期ばく露によって、感覚運動能力の変化、認識能力への影響、感情や精神への影響、循環器系への影響、低体重児出生などとの関連が報告されてきたことから、2010年に室内空気質ガイドラインとして、7mg/m³(24時間値、6.0ppm(20℃換算値)、長期間ばく露)を新たに加えた。

(略)

(2) 国際機関における基準値等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の検討

① 温度

WHOのガイドライン⁶⁾を踏まえ、建築物衛生法においても、温度の低温側の基準を現在の17度から18度に見直すことが適当である。

② 一酸化炭素

WHOが室内空気質ガイドライン⁷⁾において7mg/m³(6.0ppm(20℃換算)、24時間平均値、長期ばく露、2010年)としたことを踏まえ、建築物衛生法においても、一酸化炭素の基準を現在の10ppmから6ppmに見直すことが適当である。

なお、建築物衛生法においては、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね10ppmをこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね10ppm以下になるように空気を浄化して供給することが困難である場合は、当該特定建築物における一酸化炭素の含有率の基準値は10ppmではなく、20ppmとする特例措置を設けている。

建築物衛生法制定当時(昭和45年)の大気中の一酸化炭素濃度を図6に示す。現在の一酸化炭素濃度と比較すると濃度は高いものの、特例を適用する条件となる「大気中の一酸化炭素濃度が概ね10ppm」よりも十分に低い値であった。

また、自治体に、現在確認できる範囲で「建築物衛生法施行規則第2条に規定する一酸化炭素の含有率の特例を適用した事例」の有無を調査したところ、適用した事例はないことが確認された。

以上を踏まえると、大気状況に応じた一酸化炭素の含有率の特例を廃止しても、18 特定建築物の維持管理に影響を与えないものとする。

(略)

4～6（略）

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

建築物環境衛生管理基準の見直しは、特定建築物を取り巻く社会情勢や国際基準の改定等を踏まえて実施すべきものであることから、現時点での見直しは予定していないが、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも 5 年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

国際基準等